

第5章 個別施策

本計画の施策体系図を次に示します。

基本理念

循環型社会の実現を目指す

基本方針

方針1

3Rに基づく廃棄物処理システムの強化
～3R+Renewable～

方針2

安全で安定的かつ合理的な廃棄物処理の推進

方針3

清潔な生活環境の維持

方針4

市民、事業者等多様な主体との連携

方針5

情報共有、環境学習の支援

方針6

危機管理の推進

基本施策

方針1に関する施策

(1) 発生抑制 (Reduce)・再使用 (Reuse)	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て製品の使用抑制 ・使い捨て容器包装の使用抑制 ・食品ロスの削減 ・生ごみの水切り・草木類の乾燥 ・リユース促進事業「リユース!もったいないDay!」の実施 ・放置自転車のリペア・リユース販売 ・図書のリユース
(2) 再生利用 (Recycle)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの資源化 ・古紙類、容器包装プラスチック等各種資源の分別の徹底 ・ストックハウスの利用促進 ・廃棄物エネルギーの活用及び活用支援 ・焼却により発生する灰、不燃ごみ・粗大ごみ残さ等の資源化 ・地域における資源循環の推進
(3) 再生材や再生可能資源への切替え (Renewable)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生材や再生可能資源への切替え
(4) 事業系ごみの3R+Renewable及び適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・優良事業所等認定制度等の活用 ・市内全事業所への訪問調査を踏まえた提案、指導等の実施 ・収集運搬業許可業者に対する検査・指導の実施 ・事業系一般廃棄物処理手数料の見直し ・市の3R+Renewable及び適正処理の推進
(5) 新たな3R+Renewable施策の検討・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・製品プラスチックの資源化の検討 ・紙おむつの資源化の研究 ・ごみの資源化を促進する新たな分別方法、排出方法等の研究

方針2に関する施策

(1) 1施設での安定的な可燃ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底、生ごみの減量、事業系ごみの減量を柱とした可燃ごみ減量施策の推進 ・圏外搬出による焼却対象量の減量施策の推進
(2) 効率的な事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等に応じた収集場所の最適化 ・収集品目、収集体制、処理方法等の効率化 ・一部地域での夜間戸別収集
(3) ごみ処理手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理手数料の見直し
(4) カーボンニュートラルの実現に向け、周辺環境に配慮した廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心かつ安定的な施設運営（秦野市伊勢原市環境衛生組合において実施） ・市による低公害車の使用 ・委託事業者への低公害車の導入促進 ・許可業者への低公害車の導入推奨
(5) 処理困難物の適正な処理ルートの確保及び不適正処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理困難物の処理ルートの確保 ・ごみ出しルールの徹底及び適正処理困難物を扱える事業者等の紹介 ・ごみと資源の持ち去り対策 ・屋外焼却の禁止の周知及び関係機関と連携した適切な指導
(6) 最終処分先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度以降の最終処分先の確保

方針3に関する施策

(1) ポイ捨てや不法投棄の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前などの環境美化重点地区の巡回強化 ・不法投棄防止（不法投棄させない環境づくり） ・飲料用空き容器回収ボックス設置の促進
(2) 地域美化	<ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉美化清掃など地域美化活動 ・清掃ボランティアの支援
(3) ごみ出しが難しい方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ほほえみ収集 ・遺品整理に関する情報提供 ・ごみと資源の分け方・出し方の多言語対応及び周知

方針4に関する施策

(1) 市民との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制 ・再使用の実施 ・分別の徹底・適正排出 ・収集場所の適正利用 ・集団資源回収への参加
(2) 自治会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量活動等交付金制度の見直し ・市内一斉美化清掃など地域美化活動 ・集団資源回収の実施
(3) 事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・3R+Renewableへの事業活動の転換 ・食品ロスの削減・食品リサイクルの推進 ・店頭での資源回収協力 ・地域美化活動 ・不動産管理業者における収集場所の管理 ・災害時の対応
(4) 学校・大学等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・共同でのコンテンツ作成 ・学生への分別ルールの周知協力 ・実習でのキエーロ作成 ・地域美化活動
(5) 国、県、他自治体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原市、秦野市伊勢原市環境衛生組合との連携 ・食品ロス削減の県内一斉広報 ・不法投棄防止パトロール ・緊急時・災害時の対応 ・国、県等への各種要望

方針5に関する施策

情報共有、気づきや学びの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源に関する情報発信 ・出前講座、施設見学会 ・「エコスクール」「ごみの話」等の実施 ・市民などが持つ情報を共有し、多様な主体が気づき合い、学び合う場を設ける
------------------	--

方針6に関する施策

(1) 新型コロナウイルス対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の感染症への対策 ・新型コロナウイルス感染症自宅療養者のマスク等の適正排出の周知
(2) 災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等処理計画及び初動対応マニュアルの見直し ・市民、事業者への周知 ・訓練の実施 ・関係機関との連携

数値目標

		実績		数値目標	
		当初	現状	中間目標	最終目標
		H27	R2	R8	R13
焼却対象量	総量 t	40,405	35,185	33,573	32,538
総ごみ排出量 (資源含む)	総量 t	51,735	48,986	47,342	45,896
	原単位 g/人・日	846.8	826.2	803.7	803.0
ごみ排出量	原単位 g/人・日	697.2	622.2	594.9	594.2
総資源化率	%	23.8	30.6	34.9	35.0

図 26 施策体系図

指標	現状		目標	
	R2	R8	R13	R13
総ごみ排出量	48,986 t 826.2g/人・日	47,342 t 803.7g/人・日	45,896 t	803.0g/人・日
ごみ排出量	622.2g/人・日	594.9g/人・日	594.2g/人・日	
総資源化率	30.6%	34.9%	35.0%	

第1節 方針1に関する施策

1 発生抑制 (Reduce)・再使用 (Reuse)

具体的取組	関係部署等
<p>1 使い捨て製品の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者に、できる限り使い捨て製品の使用を避けるよう呼びかけます。 ○事業者に長く使える製品やごみの少ない製品の製造等と呼びかけます。 	環境資源対策課
<p>2 使い捨て容器包装の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者に、マイバッグ、マイボトル、通い箱等の活用、簡易包装の選択などによりできる限り使い捨て容器包装の使用を避けるよう呼びかけます。 ○事業者に過剰包装の抑制、簡易包装の導入及びリターナブルびんなど繰り返し使える容器包装の導入と呼びかけます。 	環境資源対策課
<p>3 食品ロスの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食育の推進やエシカル消費[*]の促進と連携し、市民(消費者)が食品ロスを意識するよう広報を行います。 <small>※人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費すること</small> ○食品関連事業者に対し、その生産、製造、販売等の各段階で発生している食品ロスの削減と呼びかけるとともに、手前取りの推奨、見切り品としての販売や量り売りの導入など、事業活動における工夫を促します。 ○市が主催するイベントでの食品ロス削減に努めます。 ○食品を提供する市民や事業者と、食品を必要としている団体との連絡調整を行います。 ○家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合を調査します。 ○イベント等においてフードドライブを実施し、生活困窮者等に届けるフードバンク団体に提供することで未利用食品の有効活用を図り、食品ロスを削減します。 	市民相談人権課 地域共生推進課 生活援護課 子育て総務課 こども家庭支援課 環境資源対策課 産業振興課 農業振興課 観光振興課 ほか、食品を扱うイベントを主催する課など
<p>4 生ごみの水切り・草木類の乾燥</p> <p>市民に生ごみの水切り徹底と呼びかけます。また、草木類は収集日まで袋の口を開けておくなど、できるだけ水分を蒸発させてから出すよう呼びかけます。</p>	環境資源対策課

注) この節では市民・事業者の役割が大きいため、発生抑制及び再使用を分別収集や中間処理といった行政の役割が大きいため再生利用と分けて記載しました。

<p>5 リユース促進事業「リユース！もったいない Day！」の実施</p> <p>市民を対象としたリユース促進事業「リユース！もったいない Day！」を実施します。</p>	環境資源対策課
<p>6 放置自転車のリペア・リユース販売</p> <p>自転車等放置禁止区域（おおむね駅周辺 300m）等から撤去した自転車のうち、保管期限を過ぎても引き取り手がなく、かつ再使用可能な自転車を、自転車商組合が修理した後、リサイクル自転車取扱店舗にてリサイクル自転車として販売します。</p>	地域安全課
<p>7 図書のリユース</p> <p>発行年が古いなどの理由で図書館の所蔵から除籍処分とした本や、市民等から寄付された本のうち図書館の所蔵にできなかった本を、利用者が自由に持ち帰れるようリユースコーナーに配置します。</p>	図書館

2 再生利用（リサイクルRecycle）

具体的取組	関係部署等
<p>1 ごみの資源化</p> <p>○容器包装プラスチック、ペットボトル、古紙類、カン、ビン、衣類・布類、廃食用油、布団・毛布、木質系粗大ごみ、小型家電及び草木類の資源化を継続します。</p> <p>○生ごみ処理機の使用や、庭に埋めるなど家庭での生ごみや草木類の資源化を引き続き促します。また、ディスポーザーの使用による下水汚泥の資源化処理を通じた生ごみの資源化についても引き続き促します。</p>	環境資源対策課 上下水道局営業課
<p>2 古紙類、容器包装プラスチック等各種資源の分別の徹底</p> <p>分別ガイド、分別カレンダー、分別アプリ、市公式 LINE アカウント等各種媒体を用いて広く市民に分別の徹底を呼びかけます。</p>	環境資源対策課
<p>3 ストックハウスの利用促進</p> <p>分別の徹底を支援するため、市民にストックハウスの活用について広く周知します。</p>	環境資源対策課

<p>4 廃棄物エネルギーの活用及び活用支援</p> <p>○秦野市伊勢原市環境衛生組合において、ごみ焼却熱による発電や公共施設での余熱利用を継続します。</p> <p>○廃棄物エネルギーのさらなる活用を促します。</p>	<p>環境共生課 環境資源対策課</p>
<p>5 焼却により発生する灰、不燃ごみ・粗大ごみ残さ等の資源化</p> <p>焼却により発生する灰、不燃ごみ・粗大ごみ残さ等について、秦野市伊勢原市環境衛生組合において資源化を継続します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>6 地域における資源循環の推進</p> <p>○農園利用者が家庭から出る生ごみを持ち寄り、堆肥化し、作物を育てる「生ごみ持ち寄り農園事業」により、地域における循環型社会のモデルを提示します。</p> <p>○小学校の給食残さを堆肥化し、イベント等で配付します。</p>	<p>環境資源対策課 農業振興課 学校教育課</p>

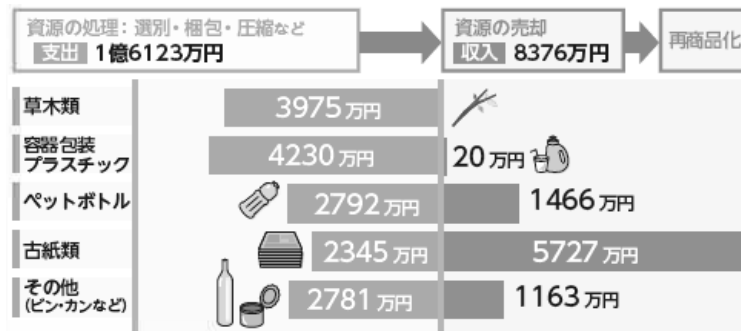
コラム 資源も減量が必要？

“3R+Renewable”について、発生抑制や再使用をしなくても、リサイクルさえすればいくらでも出していい—そんなふうに思ったことはありませんか？

資源のリサイクルは循環型社会の実現に必要ですが、エネルギーやコストがかかるため、使い捨ての容器包装や製品を避け、必要なものを必要なだけ購入し、長く大切に使うなどリサイクルの手前で省資源に取り組むことがより一層大切です。

《ごみと資源の処理にかかった経費はおよそ20億円※》

- ①収集運搬 8億5,207万円
- ②ごみの処理 8億9,170万円
…秦野市環境衛生組合による選別・破碎・焼却及び埋立てなど
- ③資源の処理 1億6,123万円
…委託先での選別・梱包・圧縮など



※令和2年度実績 ①～③の他、事務職職員の人件費等を含む

リニューアブル

3 再生材や再生可能資源への切替え (Renewable)

具体的取組	関係部署等
<p>1 再生材や再生可能資源への切替え</p> <p>市民に対し、買い物の際、枯渇性資源から再生材や再生可能資源を使用した製品や容器包装を選択するよう呼びかけるとともに、事業者に対し、事業活動において枯渇性資源から再生材や再生可能資源の使用への切替えを呼びかけます。</p>	<p>環境共生課 環境資源対策課 産業振興課</p>

4 事業系ごみの3R+Renewable及び適正処理の推進

具体的取組	関係部署等
<p>1 優良事業所等認定制度等の活用</p> <p>優良事業所等認定制度や減量協力店登録制度を活用し、他事業者の模範となる資源化の取組などの優良事例を広く周知することで、分別の徹底や資源化を促進します。</p>	<p>環境資源対策課 産業振興課</p>
<p>2 市内全事業所への訪問調査を踏まえた提案、指導等の実施</p> <p>○令和2年度から令和3年度にかけて実施した市内全事業所（約3,200社）への訪問調査の結果を踏まえ、事業系ごみの適正処理、発生抑制、再使用、再生利用及びこれらの徹底を前提とした枯渇性資源から再生材や再生可能資源への転換について提案、指導等を行います。</p> <p>○多量排出事業者については減量計画書の提出を求め、事業所ごとのごみ量の推移を把握し、ごみの排出状況に応じた分別や資源化を指導し、排出抑制を促進します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>3 収集運搬業許可業者に対する検査・指導の実施</p> <p>事業系ごみの収集運搬業許可業者を対象に、共同でごみ処理を行う伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携して実施する展開検査を強化し、適正排出の徹底を図ります。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>4 事業系一般廃棄物処理手数料の見直し</p> <p>事業系一般廃棄物処理手数料について、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と協議・検討します。</p>	<p>環境資源対策課</p>

<p>5 市の3R+Renewable 及び適正処理の推進</p> <p>市は率先して3R+Renewable 及び適正処理を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使い捨て製品及び使い捨て容器包装の使用抑制に努めます。 ○業務のペーパーレス化を進めます。 ○生ごみや食品ロスの削減に努めます。 ○生ごみは水切りし、草木類はできるだけ水分を蒸発させてから処分します。 ○物をできるだけ長く大切に使います。 ○庁内イントラネット掲示板において市役所内の備品の再使用を促進します。 ○物品を購入する際は、グリーン購入による環境物品や、石油由来のプラスチックなど枯渇性資源を使った商品から木、紙、バイオマスプラスチックなど再生材や再生可能資源を使った商品への切替えに努めます。 ○ごみと資源の分別を徹底します。 ○資源化できないごみについて適正処理を徹底します。 ○市が主催するイベント等においても3R+Renewable 及び適正処理の実践に努めます。 	<p>すべての課等</p>
--	---------------

5 新たな3R+Renewable の施策の検討・研究

<p>具体的取組</p>	<p>関係部署等</p>
<p>1 製品プラスチックの資源化の検討</p> <p>製品プラスチックの資源化に向けて収集体制及び中間処理方法を検討します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>2 紙おむつの資源化の研究</p> <p>紙おむつの資源化について研究します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>3 ごみの資源化を促進する新たな分別方法、排出方法等の研究</p> <p>手軽に分別できるような新たな分別方法、排出方法、分かりやすく納得感が得られる分別ルールの周知について研究します。</p>	<p>環境資源対策課</p>

指標	現状	目標	
	R2	R8	R13
焼却対象量	35,185 t	33,573 t	32,538 t
※R5年度末までに33,600 t/年以下とし、1施設での安定的な可燃ごみ処理へ移行			

第2節 方針2に関する施策

1 1 施設での安定的な可燃ごみ処理

具体的取組	関係部署等
<p>1 分別の徹底、生ごみの減量、事業系ごみの減量を柱とした可燃ごみ減量施策の推進</p> <p>(1)分別の徹底 資源を分別し再生利用することによって可燃ごみの減量が図られるため、分別ガイド、分別カレンダー、分別アプリ、市公式 LINE アカウント等各種媒体を用いて広く市民にごみと資源の分け方・出し方やストックハウスの活用について周知し、分別の徹底を呼びかけます。</p> <p>(2)生ごみの減量 食品ロスの削減、水切りの徹底、生ごみ処理機の使用や庭に埋めるなど家庭での減量・資源化の促進、生ごみ持ち寄り農園事業の実施などにより減量を図ります。</p> <p>(3)事業系ごみの減量 事業所への訪問調査等を通じた提案・指導の実施、展開検査を実施、優良事例の周知などにより減量を図ります。</p>	環境資源対策課
<p>2 圏外搬出による焼却対象量の減量施策の推進</p> <p>令和5年度末までに伊勢原清掃工場 90 t/日焼却施設を稼働停止して経費の節減を図るとともに、安定的な可燃ごみ処理を継続するため、秦野市伊勢原市環境衛生組合において、不燃ごみ・粗大ごみを破碎・選別して分けられた可燃性の部分のうち、本市分及び伊勢原市分の合計で令和6年度に最大 1,350 t、7年度に最大 675 tを圏外搬出し、資源化を図ります。</p>	環境資源対策課

○1 施設体制へ移行する時期について

平成28年度の本計画策定時は、令和7年度末までに伊勢原清掃工場90t/日焼却施設を稼働停止し、はだのクリーンセンター1施設体制への移行を図ることとしていました。

しかし、焼却対象量は計画より順調に減っていることから、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と協議の上、伊勢原清掃工場90t/日焼却施設にかかる維持管理経費等を削減するため、秦野市及び伊勢原市における可燃ごみの減量施策を一層推進し、秦野市伊勢原市環境衛生組合における新たな焼却対象量の減量施策を実施することで、本計画策定時の予定から2年前倒しし、令和5年度末までにはだのクリーンセンター1施設体制への移行を図ることとします。

○有料化の導入に向けた検討について

平成28年度の本計画策定時は、はだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ処理体制へ移行するため、令和3年度までに焼却対象量の減量が計画どおり進まなかった場合には家庭ごみの有料化の導入に向けた検討を進めることとしていました。しかし、令和3年度までに計画より順調に減量が図られていることから、現時点では有料化の導入の検討は行わないものとします。

なお、ごみの発生抑制や分別の徹底に積極的に取り組んでいる市民と、多量に排出する市民との負担の公平性の確保といった課題も踏まえ、将来的な家庭ごみの有料化の導入について研究を進めます。

2 効率的な事業運営

具体的取組	関係部署等
<p>1 人口減少等に応じた収集場所の最適化</p> <p>○人口減少の進行による収集場所の統廃合の必要性和高齢化の進行による身近な収集場所の必要性を考慮し、地域の実態に応じた収集場所の最適化を進めます。</p> <p>○安全性の確保及び収集効率向上のために、道路上、歩道上等の収集場所については改善していきます。</p>	環境資源対策課
<p>2 収集品目、収集体制、処理方法等の効率化</p> <p>○収集品目ごとのごみ量の変化に応じた収集体制、処理方法等を整備します。</p> <p>○市が直営で行っている可燃ごみ等の収集業務について、民間活力の導入により、収集業務に係る経費の節減を図ります。</p>	環境資源対策課
<p>3 一部地域での夜間戸別収集</p> <p>可燃ごみの夜間戸別収集については、駅周辺的美観保持、歩行者の安全性の確保、収集効率の向上等、地域の特性を十分に考慮し、その必要性について検討します。</p>	環境資源対策課

3 ごみ処理手数料の見直し

具体的取組	関係部署等
<p>1 一般廃棄物処理手数料の見直し</p> <p>家庭ごみの自己搬入及び事業系ごみの一般廃棄物処理手数料に関して、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と協議・検討します。また、粗大ごみの一般廃棄物処理手数料に関して、数量や大きさ等に応じて見直しを図ります。</p>	環境資源対策課

4 カーボンニュートラルの実現に向け、周辺環境に配慮した廃棄物処理

具体的取組	関係部署等
<p>1 安全・安心かつ安定的な施設運営（秦野市伊勢原市環境衛生組合において実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○はだのクリーンセンターは適正な維持管理に努め、廃棄物エネルギーの有効活用（焼却に伴い発生する熱エネルギーを利用した発電、隣接する本市公共施設での余熱利用）を推進します。 ○伊勢原清掃工場 90 t /日焼却施設は、維持管理経費等を削減する観点から、平成 28 年度の本計画策定時から2年前倒しとなる令和 5 年度末までに稼働停止し、はだのクリーンセンター 1 施設での可燃ごみ処理体制へ移行します。そのため、移行準備及び適正な維持管理に努めます。 ○伊勢原清掃工場 180 t /日焼却施設は、老朽化のため平成 25 年 6 月に廃止しており、周辺環境に影響がないよう適正な解体計画や跡地活用について検討します。 ○伊勢原清掃工場の不燃・粗大ごみの処理施設は、老朽化が進んでおり、今後の整備に向けて検討します。 ○栗原一般廃棄物最終処分場は、令和 5 年度末までに埋立終了します。引き続き焼却灰などの資源化を推進し、資源化率の向上及び最終処分率の低減に努めるとともに、跡地利用しやすい形状とするなど、地域住民の意向や関係機関との協議により、埋立終了後の跡地利用を考慮し、埋立処分を行います。また、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立終了後は、圏外民間施設において資源化を中心としつつ一部を埋立処分します。 	環境資源対策課
<p>2 市による低公害車の使用</p> <p>市が使用する車両において、低公害車の使用を継続するとともに、車両更新の際も低公害車の導入に努めます。</p>	環境資源対策課
<p>3 委託事業者への低公害車の導入促進</p> <p>委託事業者が使用する車両における低公害車の導入を促します。</p>	環境資源対策課
<p>4 許可業者への低公害車の導入推奨</p> <p>許可業者が使用する車両における低公害車の導入を推奨します。</p>	環境資源対策課

5 処理困難物の適正な処理ルートの確保及び不適正処理対策

具体的取組	関係部署等
<p>1 適正処理困難物の処理ルートの確保</p> <p>伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携して、適正処理困難物の処理ルートを確保します。</p>	環境資源対策課
<p>2 ごみ出しルールの徹底及び適正処理困難物を扱える事業者等の紹介</p> <p>適正処理困難物が収集場所に出されないように、ごみ出しルールを徹底するとともに、適正処理困難物を扱える事業者等を周知します。</p>	環境資源対策課
<p>3 ごみと資源の持ち去り対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみと資源の持ち去り禁止を周知します。 ○警察と連携したパトロール及び指導を実施します。 ○市民に持ち去り行為の情報提供を呼びかけます。 	環境資源対策課
<p>4 屋外焼却の禁止の周知及び関係機関と連携した適切な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の屋外焼却の定義や法律で禁止されていること、禁止の理由について周知します。 ○法律上、廃棄物の屋外焼却と定義されない行為や市民からの苦情に対して、関係部署等と連携して適切な指導を行います。 	環境資源対策課 生活環境課 消防本部予防課

6 最終処分先の確保

具体的取組	関係部署等
<p>1 令和6年度以降の最終処分先の確保</p> <p>栗原一般廃棄物最終処分場は令和5年度末が埋立期限となっています。令和6年度以降の焼却灰等の処理処分については、秦野市伊勢原市環境衛生組合において圏外の民間施設で資源化処理や埋立処分を進めていきます。</p>	環境資源対策課

指標	現状	目標	
	R2	R8	R13
Webアンケート 市内4駅の駅前を きれいだと思うと 答えた市民の割合	77.4%	-	-

第3節 方針3に関する施策

1 ポイ捨てや不法投棄の未然防止

具体的取組	関係部署等
1 駅前などの環境美化重点地区の巡回強化 各施設管理者と連携し、環境美化指導員による駅前などの環境美化重点地区の巡回を強化します。	建設総務課 公園課 国県事業推進課 環境資源対策課
2 不法投棄防止（不法投棄させない環境づくり） ○県や警察と連携し、不法投棄が多い箇所を定期的にパトロールして状況を確認します。 ○不法投棄防止キャンペーン事業実行委員会により、市民・事業者・行政が一体となった実践活動に取り組みます。 ○不法投棄が頻発する場所に防護柵や監視カメラの設置を行い、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。 ○さらなるポイ捨てや不法投棄の誘発防止のため速やかにごみを撤去します。 ○不法投棄に関する市民からの通報について、スマートフォン等から手軽に通報できる市公式 LINE アカウントの周知を進めるとともに、より迅速な対応がとれるように関係機関との連携を強化します。	環境共生課 環境資源対策課 観光振興課 建設総務課 公園課
3 飲料用空き容器回収ボックス設置の促進 販売店等に対し、飲料用空き容器回収ボックスの設置を求め、飲料用空き容器の散乱を防止します。	環境資源対策課

2 地域美化

具体的取組	関係部署等
1 市内一斉美化清掃など地域美化活動 ○市内一斉美化清掃、ごみゼロクリーンキャンペーンなど、自治会をはじめ地域と一体となった美化活動を展開します。 ○事業者、学校・大学等にも敷地周辺の美化清掃など、地域と一体となった美化活動を呼びかけます。	建設総務課 公園課 国県事業推進課 環境資源対策課
2 清掃ボランティアの支援 道路・公園等里親制度 [*] と連携し、清掃ボランティアを支援します。 [*] 市民団体等が公共施設の里親（アダプト）となり、任された施設の管理を行う制度	建設総務課 公園課 環境資源対策課

3 ごみ出しが難しい方への支援

具体的取組	関係部署等
<p>1 ほほえみ収集</p> <p>収集場所にごみを排出することが困難な高齢世帯等に対し、戸別収集を引き続き実施します。今後は、高齢者の増加等に伴い、利用世帯が増えると予想されるため、福祉の関係部署と連携し、より市民のニーズにあった制度の構築に努めます。</p>	<p>高齢介護課 障害福祉課 環境資源対策課</p>
<p>2 遺品整理に関する情報提供</p> <p>遺品整理の手続きについて「おくやみハンドブック」等で周知します。</p>	<p>戸籍住民課 環境資源対策課</p>
<p>3 ごみと資源の分け方・出し方の多言語対応及び周知</p> <p>ごみと資源の分け方・出し方について、分別カレンダーやごみ分別促進アプリにより多言語で周知します。</p>	<p>市民相談人権課 環境資源対策課</p>

第4節 方針4に関する施策

1 市民との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 ごみの発生抑制</p> <p>マイバッグやマイボトルの活用など使い捨て容器包装及び使い捨て製品の使用抑制、過剰包装の辞退・簡易包装の選択、食品ロス削減等呼びかけます。</p>	<p>市民相談人権課 環境共生課 環境資源対策課</p>
<p>2 再使用の実施</p> <p>必要に応じて修繕し、再使用することで、物を長く大切に使うよう呼びかけます。</p>	<p>市民相談人権課 環境共生課 環境資源対策課</p>
<p>3 分別の徹底・適正排出</p> <p>分別ガイド、分別カレンダー、分別アプリ、市公式 LINE アカウント等各種媒体を用いて広く市民にごみと資源の分け方・出し方やストックハウスの活用について周知し、分別の徹底及び適正排出を呼びかけます。</p>	<p>市民相談人権課 環境資源対策課</p>
<p>4 収集場所の適正利用</p> <p>○収集場所を清潔に保つため、ごみ出しルールの順守や清掃等呼びかけます。</p> <p>○排出禁止物が収集場所に出されないように、ごみ出しルールを徹底します。</p> <p>○管理の行き届いていない収集場所について、指導・啓発します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>5 集団資源回収への参加</p> <p>資源の回収機会を確保するだけでなく、環境教育や地域コミュニティの育成といった効果があるため、広報紙やごみ減量通信等により集団資源回収への参加を呼びかけます。</p>	<p>環境資源対策課</p>

2 自治会との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 廃棄物減量活動等交付金制度の見直し</p> <p>○自治会に廃棄物減量等推進活動交付金を交付し、収集場所の清潔保持や分別に関する啓発など自治会の廃棄物減量等推進活動を支援します。</p> <p>○より効果的な支援となるよう、交付金の運用方法について調査、研究を進めます。</p>	環境資源対策課
<p>2 市内一斉美化清掃など地域美化活動</p> <p>市内一斉美化清掃、ごみゼロクリーンキャンペーンなど、地域と一体となった美化活動を展開します。</p>	環境資源対策課
<p>3 集団資源回収の実施</p> <p>資源の回収機会を確保するだけでなく、環境教育や地域コミュニティの育成といった効果があるため、奨励金を支給するなど支援し、集団資源回収の実施を促進します。</p>	環境資源対策課

3 事業者との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 3 R + Renewable への事業活動の転換</p> <p>ごみの発生を抑えた製品の製造・販売、再使用の実施、ごみの資源化及び再生利用の推進、枯渇性資源から再生材や再生可能資源への切替えなど、“3 R + Renewable”への事業活動の転換を促進します。</p>	環境資源対策課 産業振興課
<p>2 食品ロスの削減・食品リサイクルの推進</p> <p>○食品関連事業者に対し、その生産、製造、販売等の各段階で発生している食品廃棄物、特に食品ロスの削減を呼びかけるとともに、手前取りの推奨、見切り品としての販売、量り売りの導入など、事業活動における工夫を促します。</p> <p>○フードバンク活動への協力を呼びかけます。また、食品を提供する事業者と食品を必要としている団体（社会福祉協議会、みんなの食堂等）との連絡調整を行います。</p> <p>○食品廃棄物となった場合は食品リサイクルに取り組むよう促します。</p> <p>○市民へのキエーロの周知を図りつつ事業系ごみを減量することを目的とし、事業者を対象とした「キエーロモニター制度」への参加を呼びかけます。</p>	地域共生推進課 生活援護課 子育て総務課 環境資源対策課 産業振興課 農業振興課 観光振興課

<p>3 店頭での資源回収協力 スーパーなどの小売店を資源物回収協力店として周知し、市民が資源を出せる機会を増やします。</p>	環境資源対策課
<p>4 地域美化活動 ○販売店等に対し、飲料用空き容器回収ボックスの設置を求め、飲料用空き容器の散乱を防止します。 ○事業者にも事業所周辺の美化清掃など、地域と一体となった美化活動を呼びかけます。</p>	環境資源対策課
<p>5 不動産管理業者における収集場所の管理 入居者への分別ルールの周知について連携するとともに、集合住宅等の収集場所については、管理責任を明確化し、適正利用について指導します。</p>	環境資源対策課
<p>6 災害時の対応 民間事業者等と調整し、迅速に廃棄物を処理する体制を確保します。</p>	環境資源対策課

4 学校、大学等との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 共同でのコンテンツ作成 学校、大学等と共同してごみと資源に関する市民・事業者の意識を高めるコンテンツを作成する。</p>	環境資源対策課
<p>2 学生への分別ルールの周知協力 学校、大学等と連携し、市内に居住する学生への分別ルールの周知を行う。</p>	環境資源対策課
<p>3 実習でのキエー口作成 学校、大学等との連携によりキエー口を作成し、ごみ減量に向けた啓発に使用する。</p>	環境資源対策課
<p>4 地域美化活動 通学路や敷地周辺の美化清掃など地域と一体となった美化活動を呼びかけます。</p>	環境資源対策課

5 国、県、他自治体等との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 伊勢原市、秦野市伊勢原市環境衛生組合との連携</p> <p>○本市及び伊勢原市が経費を分担し、秦野市伊勢原市環境衛生組合において安定的な中間処理・最終処分を行います。</p> <p>○可燃ごみの1施設体制への移行に向けて、本市及び伊勢原市において可燃ごみの減量及び資源化に取り組むとともに、秦野市伊勢原市環境衛生組合においても資源化施策を実施します。</p>	環境資源対策課
<p>2 食品ロス削減の県内一斉広報</p> <p>神奈川県が実施する食品ロス削減の県内一斉広報に合わせて、市内においても広報を行います。</p>	環境資源対策課
<p>3 不法投棄防止パトロール</p> <p>県や警察と連携し、不法投棄が多い箇所を定期的にパトロールし、状況等の確認を行います。</p>	環境資源対策課
<p>4 緊急時・災害時の対応</p> <p>国、県、他自治体及び民間事業者と調整し、迅速に廃棄物を処理する体制を確保します。</p>	環境資源対策課
<p>5 国、県等への各種要望</p> <p>国、県等に、各種協議会や関係市町村とともに、法整備、支援等について要望を行います。</p> <p>(1) より容易に資源が循環するシステムの構築</p> <p>簡易包装を徹底させるとともに、容器包装リサイクルに関わる識別マークを大きくするなど判別基準を明確化し、また形状や素材の統一、汚れが簡単に取り除ける容器包装やリチウムイオン電池が簡単に取り除ける製品の開発を義務付けなど、より容易に資源が循環するシステムの構築を業界に指導するよう要望します。さらに、あらゆる商品について、デポジット制度を基本とし、消費、販売、製造という消費の逆ルートでの回収、発生抑制・再使用・再生利用を事業者が義務付けるとともに、事業者によって回収されない商品の販売を禁止する法律を整備するよう要望します。</p> <p>(2) 資源化しやすい紙おむつづくり、資源化の促進に向けた対応</p> <p>超高齢社会の到来に伴い、今後さらに使用済み紙おむつの排出量の増加が見込まれることから、資源化しやすい製品づくりを製造業者に働きかけるとともに、資源化の促進に向けた対応を講じるよう要望します。</p>	環境資源対策課

(3) 飲料容器のデポジット制度の導入、リターナブル容器の普及

飲料容器のデポジット制度の導入やリターナブル容器の普及について、業界団体に働きかけるよう要望します。

(4) プラスチック製品のリサイクル費用を事業者も負担する仕組みの確立

プラスチック製品について、製造する事業者が、市町村とともに、リサイクルにかかる費用を負担する仕組みを確立するよう要望します。

(5) 特定家庭用機器のリサイクル料金前払い化など

特定家庭用機器（いわゆる「家電4品目」）について、リサイクル料金を後払い制から前払い制とし、指定引取場所を増やすとともに、対象品目を拡大するよう要望します。

(6) 適正処理困難物の回収ルートの早期確立

リチウムイオン電池内蔵の家庭用品など適正処理困難物の回収ルートを早期に確立するよう要望します。

(7) 事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化

事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、産業廃棄物の混入が多い排出事業者の情報を共有するとともに、立ち入り調査や調査結果に基づく指導など、連携を強化するよう要望します。

(8) 山間部や河川に対する広域的な不法投棄防止策の強化

山間部や河川に対する広域的な不法投棄防止策を強化するよう要望します。

(9) 循環型社会形成推進交付金の予算の確保・対象拡充

施設整備の進捗に支障が生じないように、循環型社会形成推進交付金について交付額に必要な予算を確保するよう要望します。また、対象を拡充し、施設の新設を伴わない解体、移築についても対象とするよう要望します。

第5節 方針5に関する施策

情報共有、気づきや学びの場づくり

具体的取組	関係部署等
<p>1 ごみと資源に関する情報発信</p> <p>循環型社会の実現及び安定的なごみ処理のため、本市のごみと資源の現状・目指す状態、分別ルール、生活や事業活動の中で実施できる取組例などを分かりやすく示し、広く情報発信を行います。</p>	環境資源対策課
<p>2 出前講座、施設見学会</p> <p>ごみと資源に関する学びの機会として、出前講座や施設見学会を行います。</p>	環境資源対策課
<p>3 「エコスクール」「ごみの話」等の実施</p> <p>○ごみと資源に対する子どもの関心を高めるため、学校等における環境学習支援事業「はだのエコスクール」の中で、キャラクター等を活用し、分別によりごみが減ることを分かりやすく伝えます。</p> <p>○日々の生活から出るごみや資源の行方と環境への関心を高めるため、社会科の授業で「ごみはどこへ」を学ぶ小学校4年生を対象に「ごみの話」や収集車を使った体験学習を行います。</p>	環境共生課 教育委員会教育総務課（各小学校） 環境資源対策課
<p>4 市民などが持つ情報を共有し、多様な主体が気づき合い、学び合う場を設ける</p> <p>ごみの減量や資源化に向けた市民、事業者、自治会などの取組や課題を紹介し、共有することで、それぞれが生活や事業活動を通じて、循環型社会の実現や安定的なごみ処理に向けて主体的に実践する風土を醸成します。</p>	環境資源対策課

第6節 方針6に関する施策

1 新型コロナウイルス対応

具体的取組	関係部署等
<p>1 新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の感染症への対策</p> <p>○ごみ処理業務の従事者が感染した場合の事業継続方法を整理します。</p> <p>○必要に応じて自宅療養者等の可燃ごみ収集を行います。</p>	環境資源対策課
<p>2 新型コロナウイルス感染症自宅療養者のマスク等の適正排出の周知</p> <p>ごみ処理業務での感染を防止するため、家庭でのマスク等の適正な捨て方を周知します。</p>	環境資源対策課

2 災害対応

具体的取組	関係部署等
<p>1 災害廃棄物等処理計画及び初動対応マニュアルの見直し</p> <p>災害廃棄物等の処理に関する情報収集に努めるとともに、国の方針や市地域防災計画等を踏まえ、災害廃棄物等処理計画や職員の初動対応マニュアルについて適宜見直しを行います。</p>	防災課 環境資源対策課
<p>2 市民・事業者への周知</p> <p>平時から、排出方法や仮置場の設置、分別の区分などについて周知し、災害に備えます。</p>	
<p>3 訓練の実施</p> <p>災害発生時に職員が迅速に初動対応できるよう、平時から継続的に訓練を行います。</p>	
<p>4 関係機関との連携</p> <p>国、県、他自治体及び民間事業者等と調整し、迅速に廃棄物を処理する体制を確保します。</p>	